

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた
科学技術・イノベーションの取組に関するタスクフォース
推進会議の運営について（案）

1. 議長及び副議長

- (1) 議長は推進会議の事務を掌理する。
- (2) 推進会議には副議長を置き、議長を補佐する。副議長には東京都オリンピック・パラリンピック準備局長を充てる。

2. ワーキンググループの設置

- (1) 推進会議は、プロジェクトの計画策定にあたり、推進会議の下にプロジェクト毎のワーキンググループを設置し、これらにおける調査・検討等を取りまとめる。
- (2) ワーキンググループは、各プロジェクトに関係する府省、東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等の事業推進関係機関をもって構成する。
- (3) 各プロジェクトの主担当府省がワーキンググループの座長となり、関係機関との調整の下で検討を進める。
- (4) 座長は必要に応じて関係機関等を追加・参集することができる。

3. 情報の取り扱い

- (1) 推進会議およびワーキンググループでの議論は非公開とする。ただし、推進会議の内容については議事概要として公開する。
- (2) 配布資料の公開については、議長の判断によるものとする。

4. 庶務

推進会議およびワーキンググループの運営に関する庶務は内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議およびワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

以 上